

令和2年度 議会事業評価を実施しました

緊急要書の提出／9月定例会

富士市議会では、議会基本条例に基づく独自の取組として、9月定例会決算審査に合わせて前年度事業の評価を行っています。10月6日に3事業の評価結果を市長に提出し、来年度の予算や事業執行に反映するよう求めました。

◆これまでの事業の評価◆

A → 十分評価できる
B → やや評価できる
C → あまり評価できない
D → 全く評価できない

◆今後の方向性◆

1 → 拡充する
2 → 継続する
3 → 改善し継続
4 → 大幅な見直し
5 → 縮小・廃止を検討

青春市民推進事業費

自分なりのいただきを目指して一步踏み出す人などを「富士青春市民」に認定し、本市のサポーターに位置づけ、まち全体で盛り上げる気運の醸成と郷土愛や誇りを持った市民を増やしていくことを目的とする事業。

●平成29年度に「縮小・廃止を検討」と評価された「青春大賞事業費」と同様に、意図や取組が市民に浸透しているとは言い難い。
●「シティプロモーション推進費」に位置づけられているが、本事業がシティプロモーションにどのようにつながっているのか不明。

事業の評価

C あまり評価できない
●「富士青春市民」の定義が抽象的で、最終目標であるシティプロモーションにどうつながっているのかが理解しづらい。このことが新規登録者数の伸び悩んでいる要因である。
●この事業をシティプロモーションの根幹として位置づけていることを考えると、低い評価にならざるを得ない。

今後の方向性

5 縮小・廃止を検討
●「青春市民」の名称を廃止し、いま一度「まちの魅力」をいかに広く周知、浸透させるかに立ち返り、誰にでも分かる事業名と内容にすべき。
●市民協働事業の活用や、多くの市民が活動、交流できる新たな事業とすることを求める。

結婚支援事業費

結婚を望む市民の増加に向けた取組や結婚希望者への支援を行うことで、婚姻率の上昇を図ることを目的とする事業。

●「少子化対策推進費」で結婚支援を行うことに、違和感や抵抗感がある。
●個人的なライフィベントに市が主体的に関与する必要性があるのか、また市が関与する場合、どのような観点から実施していくことが適切か検証が必要。

事業の評価

B やや評価できる
●ハッピネスF u j i の登録会員数の増加など一定の成果を上げている。
●「少子化対策推進費」で行う事業のため、結婚と出産を結びつけると不快感を抱く市民がいる。
●結婚新生活支援事業費補助金は、国庫補助金の交付要件と合わせることは理解するが、年齢制限を設けることは、年齢による差別であると懸念。

今後の方向性

3 改善し継続
●事業の予算科目、所管課について、市民から誤解を受けないような形への変更を求める。
●結婚新生活支援事業費補助金は、国庫補助金の交付要件と合わせることは理解するが、年齢制限を撤廃するなど、見直しを検討すべき。

観光助成費(富士まつり補助金)

市民総参加のまつりとして、本市の魅力を市内外に発信するとともに、文化の向上及び観光振興に寄与することを目的とする事業。

●過去に「市民向け」の祭りと定義されたが、いまだに市民向けなのか、観光振興なのか、事業目的が曖昧なままである。
●2年連続中止となった今、再開を望む声がどれほどあるか耳を傾ける必要がある。

事業の評価

C あまり評価できない
●熱中症対策について改善したものの、抜本的な見直しには至っていない。コロナ禍で中止となつても開催を願う声はあまり聞かれないと、市民に根づいた祭りになつてない。
●事務局を担う市の負担が大きく、開催までの間、他の観光振興業務が手薄になるなど課題が残されている。

今後の方向性

4 大幅な見直し
●従来の安全対策に加え、新しい生活様式に基づく感染症対策を講じるなど、新たな祭りのスタイルをつくる必要があるため、ニーズ調査を行い、どのような祭りが求められているのか把握すべき。
●花火大会に特化することも選択肢の一つとし、スリム化や事務局の負担軽減等の大幅な見直しを検討すべき。

特別委員会の中間報告等

ユニバーサル就労推進特別委員会

8月18日 ユニバーサル就労の推進についてを議題として開催。

●支援対象者の就労継続状況の把握を

問 就労の継続状況を把握することは、支援対象者及び企業側の意向により容易でないことは理解できる一方で、今後の支援の在り方を分析、検討する上で必要なことだと考えますが、いかがですか。

答 継続状況の把握は、事業推進のために必要と考えるので、本人や協力企業と相談しながら可能な範囲で把握に努めています。

●コロナ禍で多大な影響を受けた

外国人市民に対する就労支援を外国人市民の就労相談が令和元年度の17人から令和2年度の235人へ大幅に増加したことを踏まえ、外国人市民に対する就労支援の施策を基本計画に載せるべきと考えますが、いかがですか。

答 外国人市民がコロナ禍の影響を非常に受けていることが分かったため、外国人市民の就労に関する施策をどのように計画へ反映できるか検討していきます。

請願・陳情

江尾江川流域の水害軽減を求める請願・陳情

◇建設水道委員会にて審査◇

【請願・陳情趣旨】

本年7月3日に江尾江川流域の江尾・境区において床上浸水21戸、床下浸水59戸という甚大な被害が発生した。この地域は平成19年の大水害後、14年間で、今回を含め4回の同様の被害が出ている。これまで様々な水害軽減対策は取られてきたが、大雨が降るたびに被害が出る状況では、今まで以上の対策が必要と捉えている。水害軽減に大きく寄与する江尾江川拡幅事業や沼川新放水路事業の工期短縮を含む一部供用開始、沼川の抜本的な治水対策等に向け、あらゆる支援を国、県、市に求める。

【請願 審査結果】 採択

国・県に対し「防災・減災、国土強靭化のための5か年加速化対策」に基づく交付金の重点措置や工期短縮等を求めるることは、今後の水害発生を恐れる地域住民の不安払拭につながると考えるとの意見があり、本請願については採択すべきものと決し、本会議において委員長報告どおり決しました。

【陳情 審査結果】

当局所見では、積極的に対策に取り組む市の姿勢を感じられたが、平成19年以来、4回の大きな水害を受けていることや、抜本的対策となる河川整備事業の完了までに約10年を要することから、地域住民のため、早急に対策を講じるべきとの意見があり、本陳情については各種対策を積極的に推進することを要望し、当局説明を了承することに決しました。

請願

建設残土処分等に伴う違法な盛土を厳しく規制する法律の整備に関する意見書提出を求める請願

◇建設水道委員会にて審査◇

【請願趣旨】

大淵地区を中心に近年、富士市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例を無視した違法な盛土が次々と行われている。悪質な事例への対応として、条例に基づき中止命令、原状回復命令も出してきたが、無視して違反を強行する事例は少なからずあり、埋立て等を中止したとしても原状回復には遠く及ばないなど、その効力には限界がある。

こうした状況を抜本的に解決するためには、盛土の適正性を確保することはもちろん、残土の発生者責任の明確化や、違法な事例に対する中止命令、原状回復命令その他必要な措置に強力な実効性を担保すること等を備えた法律の整備が不可欠である。よって国に対し、違法な盛土を厳しく規制する法律の整備に関する意見書の提出を求める。

【審査結果】 採択

本年7月の熱海市の土石流災害以降、違法盛土は非常に注目されており、国においては全国の盛土の総点検をし、危険な盛土について優先的に対策を講ずるとされている。違法盛土を抱える本市としては、国に本市の現状や課題、要望を確実に伝え、法律の整備を求めていくべきであるとの意見があり、本請願については採択すべきものと決し、本会議において委員長報告どおり決しました。

国・県への意見書の提出

特集

議会広報委員のページ

緊急要書の提出／9月定例会

国・県への意見書の提出

特集

議会広報委員のページ